

宮崎県

「危険ドラッグ」は、買わない、使わない、かかわらない

- × 「危険ドラッグ」を使用すると、呼吸困難を起こしたり、死亡することもあります。
また、異常行動を起こして、周りの人に危害を加えてしまうこともあります。
- × 「危険ドラッグ」は、たとえ「合法」などと称していても、麻薬や覚せい剤と同じか、それ以上の恐ろしさを持つものです。
- × 平成26年4月1日より、「所持」「使用」「購入」なども禁止されています。
違反した場合は、3年以下の懲役、もしくは300万円以下の罰金、または、どちらも科されます。

県民全員で「危険ドラッグ」などの薬物乱用を防ぎましょう!

平成26年の
県内薬物事犯数



覚せい剤事犯 55件 (前年比+9件) 大麻事犯 27件 (前年比+7件)

ひとりひとりとして

薬物の誘いがあっても
断る勇気を持ちましょう!



保護者は

子どもに
薬物乱用の恐ろしさや
社会のルールを守ることの
大切さを教えましょう!



地域・関係機関は

地域住民を薬物に
汚染させないように、
連携を図りながら、
健全な社会をつくりましょう!



合法といつて売られている
薬物の本当の怖さを
知っていますか?

ハーブやアロマオイル、
バスソルト、ヒテオクリナー
などといって、
麻薬・覚醒剤以上に
有害かもしれない薬物が、
売られています。

この広報物には、内閣府大臣官房政府広報室の協力により、『政府広報オンライン』に掲載した漫画家・福本伸行氏のイラストを使用しています



相談窓口 県精神保健福祉センター ☎0985(27)5663
または最寄りの県保健所
県薬務対策室 ☎0985(26)7060
県警察本部 ☎0985(31)0110

宮崎県薬物乱用対策推進地方本部:税関・海上保安庁・宮崎県・県警察本部・県教育委員会



宮崎日日新聞グループ

宮日総合広告株式会社

■営業推進部 担当:清水

TEL (0985) 24-5700 FAX (0985) 26-4140